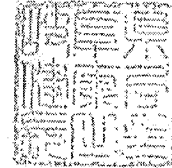




医整第445号
平成14年8月 9日

厚生労働省医政局医事課長 様

岐阜県健康局長



施術所における柔道整復師による超音波画像診断装置の使用について（照会）

このことについて、別添「施術所における柔道整復師による超音波診断装置の使用について」（別添1）により当県に照会がありました。

当県としては、従前より「平成11年度医療監視等講習会質疑応答」21.における貴課回答「超音波検査は、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第2条第1項、第20条の2第1項及び同法施行令第1条第11号の規定により、診療の補助行為と位置づけられている。したがって、柔道整復師が当該検査を行うことを業とすることはできない」（別添2）に基づき対応しておりますが、取り扱いに疑義が生じたので、ご多忙のところ恐縮ですが、下記事項についてご見解をお示しいただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 超音波画像診断装置による検査行為は、医行為であり、診療の補助として行いうる診療放射線技師（診療放射線技師法第24条の2、同法施行令第17条関係）、及び医師の指導監督の下で検査を行う臨床検査技師（臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第2条第1項、同法施行令第1条関係）のみが行いうるのであって、柔道整復師は、当然にその施術の中では行えない。法に明文化されていないためその業務の範囲内で行いうるのでなく、行えるもののみを関係法規に明文化されていると解してよいか。

- 2 柔道整復師法第17条から解釈するに、柔道整復師は、脱臼又は骨折という重い障害の治療を除いては、医師の同意がなくてもその施術が可能であると思われるが、この医師の同意を得ていない者に対しては、1に関連して、その施術の範囲内での超音波画像診断装置による検査が行えると解してよいか。
- 3 医師が脱臼又は骨折の診断を行った上で、柔道整復の方法による患部の治療を同意する際に、柔道整復師に超音波画像診断を指示することは問題ないか。
- 4 1により柔道整復師による検査が可能である場合、検査は行っても、検査結果から患部を観察することは、疾病の状況を判断することになり、医行為に属すると考えられるので、行えないと解してよいか。